

受給資格者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う失業認定の限定的な特例措置について

(特例期間 令和2年3月10日～令和2年9月30日)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、失業認定について下記のとおり取り扱いますので、感染を懸念される受給資格者の方は、職員にお申し出ください。

1 失業認定日の取扱いについて

① 失業認定日の変更

令和2年9月30日までに失業認定日がある方は、次回認定日の前日までに限って、認定日の変更（先送り）を行うことができます。

② 当初予定の認定日での認定を希望される場合

認定日の変更が困難な事情があり、当初予定の認定日での認定を希望される場合には、認定時間にかかわらず、混雑時を避けて来所ください。

※ ②であって、感染を懸念し、認定日の来所を希望されない場合は、例外的に、郵便により失業認定を行うことができます。（「感染拡大懸念のため失業認定日に来所できない」旨の申告が必要です。）

2 求職活動証明書の取扱いについて（求職活動を実施できなかった場合の特例措置）

令和2年3月10日から令和2年9月30日までの期間に、認定期間が1日以上含まれる方で、感染を懸念する等の理由により求職活動を行えなかった方は、次回認定日に求職活動に関するアンケートにその旨を回答することで、認定を受けることができます。

※上記1・2の取扱いについては、令和2年9月30日をもって終了する予定ですが、感染拡大の状況を踏まえた上で、この取扱いを延長する場合は、HP上でお知らせいたしますので、ご注意ください。